

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第29号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(資金前渡等による物品の精算)			(資金前渡等による物品の精算)		
<b>第25条</b> (略)			<b>第25条</b> (略)		
2 前項の規定は、財務規則第125条の規定による立替払費用償還の場合及び財務規則第136条の規定により指定公金事務取扱者に支出の事務を委託した場合において取得した物品で受け入れるものがあるときに準用する。			2 前項の規定は、財務規則第125条の規定による立替払費用償還の場合及び財務規則第136条の規定により私人に支出の事務を委託した場合において取得した物品で受け入れるものがあるときに準用する。		
<b>別表</b> （第3条関係）			<b>別表</b> （第3条関係）		
事務所	専決させる物品	専決させる者	事務所	専決させる物品	専決させる者
(略)			(略)		
佐渡地域振興局	(略)	(略)	佐渡地域振興局	(略)	(略)
	<u>地域整備部業務・空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの</u>	<u>地域整備部業務・空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長</u>		<u>地域整備部港湾空港業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの</u>	<u>地域整備部港湾空港業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。